

「彩のきずな」統一米袋使用ガイドライン

第1 趣 旨

良食味・高品質な県オリジナル水稲品種「彩のきずな」を安定的に生産し、県産ブランド米としての評価を確立するため、生産・出荷についての基準を定める

第2 統一米袋使用基準

「彩のきずな」デザイン等使用管理要領第8条に規定する使用基準は次のとおり規定する。

- (1) 銘柄が確認された種子（採種ほ産種子）を使用していること
- (2) 法律で定められた検査（農産物検査）を受検していること
- (3) 生産者が栽培履歴等を記帳し、生産情報が確認することができること

第3 栽培方法の基準

栽培方法は、埼玉県が定める【「彩のきずな」栽培暦】に沿って生産されたものを基準とする。

第4 検査

県は必要に応じ、DNA検査等を実施することとし、統一米袋を使用するものは、県が実施する検査に協力する。